契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 業務委託契約及び物品の購入にかかる履行（納品）確認について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。（本来、検査員として指定しておくべき職員の指定漏れ。） 委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンターアスベスト室内空気環境測定業務

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 平成30年11月14日から同年12月11日まで |
| 契約金額 | 36,720円 |
| 完 了 日 | 平成30年11月30日 |
| 検 査 日 | 平成30年11月30日 |

委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンター１階屋内壁面打診診断

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 平成31年３月20日から同月29日まで |
| 契約金額 | 594,000円 |
| 完 了 日 | 平成31年３月25日 |
| 検 査 日 | 平成31年３月27日 |

購入物品名：非常用発電機設備鉛蓄電池

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 平成30年９月20日から同年12月25日まで |
| 契約金額 | 391,716円 |
| 納 品 日 | 平成30年11月27日 |
| 検 査 日 | 平成30年11月28日 |

購入物品名：アイスマット

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 平成30年12月28日から平成31年３月29日まで |
| 契約金額 | 2,376,000円 |
| 納 品 日 | 平成31年３月26日 |
| 検 査 日 | 平成31年３月26日 |

 | 検出事項について、契約の履行（納品）確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法】（契約の履行の確保）第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。【大阪府財務規則】（検査）第69条２　前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。【大阪府財務規則の運用】第69条関係　２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。【会計事務の手引】第５章　契約第６節　契約の履行確認1　履行確認の必要性3　検査検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。 |

 | 監査結果を受け、検査員として指定していなかった職員を改めて検査員に指定した。今後は、年度当初に課内で検査員指定の決裁の漏れがないか、確認を行うよう、周知徹底を図った。また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」を使用して周知徹底を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 工事契約の完了に伴う検査については、工事が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に行わなければならないが、当該期間内に検査を行っていないものがあった。　　施設名：大阪府立体育会館

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名称 | 大阪府立体育会館　第一競技場　雨漏れ補修工事　 |
| 工　　　　　期 | 平成31年３月７日から同月29日まで |
| 契約金額 | 141,480円 |
| 工事完了年月日 | 平成31年３月８日 |
| 工事完了届 | 平成31年３月８日 |
| 検査日 | 平成31年３月29日 |

　　　施設名：大阪府立体育会館

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名称 | 大阪府立体育会館　第一競技場　扉フロアヒンジ修理工事　 |
| 工　　　　　期 | 平成31年３月７日から同月29日まで |
| 契約金額 | 280,800円 |
| 工事完了年月日 | 平成31年３月８日 |
| 工事完了届 | 平成31年３月８日 |
| 検査日 | 平成31年３月29日 |

 | 検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】（給付の完了の確認又は検査の時期）第５条　前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。（この法律の準用）第14条　この法律（第十二条及び前条第二項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。【会計事務の手引】第５章　契約第６節　契約の履行確認1　履行確認の必要性3　検査(2)　検査の時期契約の目的である給付の完了の確認又は検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から次に掲げる以内の日にしなければなりません。・ 工事……14日・ その他の給付……10日（以下略） |

 | 今後、適正な事務処理を行うため、課内において、検出事項の内容を周知するとともに、再発防止のため、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」を使用して周知徹底を図った。また、今後は原議にマニュアルとして支出事務のポイントを添付する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 山本高等学校 | 　下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。　授業アンケートシステム運用業務委託（40,775円）　・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「６　個人情報の保護」関係　個人情報取扱特記事項第３） | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 検出事項について、原因は契約手続において仕様書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。　再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。　今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月24日）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 　行政財産の使用許可について、使用料を徴収していないものがあった。施設名：大阪府立門真スポーツセンター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 1,591.16㎡ | 高圧電線の下敷 | （注１）1,429,000円 | H30.４.１～R３.３.31 |

（注１）H31.４．１～R２.３.31までにかかる使用料について、使用者へ納入通知書を発行していなかった。 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【行政財産使用料条例】(使用料の納付)第２条　行政財産の使用をしようとする者は　使用料を納付しなければならない。(納付の時期)第四条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。【行政財産使用許可書】第６　使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。 | 過年度収入として、設置者から使用料の徴収を行った。また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、使用料の徴収漏れがないよう周知徹底を図った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

扶養手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁　学校総務サービス課 | 　豊能町立中学校の教職員Ａに対する扶養手当について、平成29年４月から平成31年３月までの期間支給漏れがあったことから、当該扶養手当とこれに係る地域手当及び期末手当等が支給されていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 不支給期間 | 手当の種類 |  既支給額  | 正規支給額 | 不支給額 |
| 平成29年４月から平成31年３月まで | 扶養手当 | 414,000円 | 534,000円 | 120,000円 |
| 平成29年４月から平成31年３月まで | 地域手当 | 1,456,353円 | 1,469,553円 | 13,200円 |
| 平成29年６月、12月平成30年６月、12月 | 期末手当 | 3,332,806円 | 3,361,666円 | 28,860円 |
| 平成31年２月 | 給料（所要の調整） | -50,568円 | -50,962円 | -394円 |

 | 検出事項について、当該校に対して、速やかに是正措置を講じるよう指示するとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。また、市町村立学校教職員の手当認定事務手続に係るチェック機能を強化されたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】（扶養手当）第13条４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。（地域手当）第13条の２２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。一　大阪府の区域　100分の11（給料（所要の調整））　所要の調整は、平成31年２月の給与条例の一部改正に伴うもの。【職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例】（期末手当）第２条４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 |

 | 指摘された職員の扶養手当については、職員の給与に関する条例及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例に基づき、令和元年８月に追給の措置を講じた。市町村立学校教職員の手当認定事務手続に係るチェック機能の強化に向けた取組は以下のとおりである。１　該当校に対し、扶養手当の入力及び支給額の確認等の周知徹底を図った。２　市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を通知するとともに、その所管に属する学校に対し、給与支給の適正化について周知徹底を図った。３　認定権者である学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、給与支給における校長の果たすべき役割を再認識し、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。４　事務担当職員研修の際に、今年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、学校長と協力し円滑な給与支給事務に取り組むよう指導した。５　学校長に対し、３手当が認定した届どおり適正に支給されているか確認を行うこと及び職員本人においても、手当が適正に支給されているか確認するよう周知することを通知し、支給額の適正化を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

夜間勤務手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁　学校総務サービス課 | 　岬町立中学校の教職員Ａが行った夜間勤務について、適切な支給事務が行われず、夜間勤務手当が未払となっているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務日 | 勤務時間 | 支給額 |
| 平成30年６月13日 | 22:00～22:30 | 642円 |
| 平成30年６月14日 | 22:00～22:30 |

 | 検出事項について、当該校に対して、速やかに是正措置を講じるよう指示するとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。また、市町村立学校教職員の給与支給事務手続に係るチェック機能を強化されたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】(夜間勤務手当)第23条　夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。２　夜間勤務手当の額は、前項の規定する勤務１時間につき第27条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。【職員の給与の支給方法等に関する規則】(定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当)第18条　定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、１の月の分を次の月における給料の支給日に支給する。 |

 | 指摘された職員の夜間勤務手当については、職員の給与に関する条例に基づき、令和元年８月に追給の措置を講じた。市町村立学校教職員の給与支給事務手続に係るチェック機能の強化に向けた取組は以下のとおりである。１　該当校に対し、夜間勤務手当の入力及び支給額の確認等の周知徹底を図った。２　市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を通知するとともに、その所管に属する学校に対し、給与支給の適正化について周知徹底を図った。３　服務監督を行う学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、給与支給における校長の果たすべき役割を再認識し、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。４　事務担当職員研修の際に、今年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、学校長と協力し円滑な給与支給事務に取り組むよう指導した。５　学校長に対し、命令した夜間勤務等が適正に支給されているか確認を行うこと及び職員本人においても手当が適正に支給されているか確認するよう周知することを通知し、支給額の適正化を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁文化財保護課 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが14件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京 | 平成30年４月12日平成30年４月12日平成30年５月21日から同月22日まで平成30年５月25日平成30年７月９日平成30年10月22日から同月23日まで平成30年10月25日平成30年12月６日平成30年12月６日平成30年12月６日から同月７日まで平成31年２月26日平成31年２月26日平成31年３月１日平成31年３月28日 | 29,570円29,410円37,630円29,400円22,980円38,160円29,460円29,190円29,350円36,880円28,840円29,000円29,400円29,950円 | １人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人 | 平成30年５月17日平成30年５月17日平成30年７月31日平成30年７月10日平成30年９月３日平成30年12月４日平成30年12月４日平成31年１月21日平成31年１月21日平成31年１月25日平成31年４月８日平成31年４月６日平成31年４月６日令和元年５月29日 |

 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | 是正を求められた事項について、課内職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認も徹底することとした。今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 摂津高等学校 | 管外出張について、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 旅行日 | 人数 | 旅費支給額 |
| 滋賀県 | 平成31年３月25日 | １人 | 2,640円 |
| 滋賀県 | 平成31年３月26日 | １人 | 2,280円 |
| 滋賀県 | 平成31年３月25日 | １人 | 3,780円 |
| 滋賀県 | 平成31年３月26日 | １人 | 3,420円 |
| 滋賀県 | 平成30年７月25日 | １人 | 1,560円 |

また、管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 |
| 大阪市住吉区 | 平成30年４月17日 | 1,050円 |

  | 検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【職員の旅費に関する条例】（旅費の支給） 第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。（旅費の種類）第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 |

 | 検出された事項の管外出張分について、令和元年５月27日に該当職員へ追給を行った。また、管内出張分については同日に該当職員へ追給を行った。今後は、是正を求められた事項に基づき教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月21日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 狭山高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが４件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 滋賀県 | 平成30年６月13日から同月14日まで | 10,880円 | １人 | 平成31年４月16日 |
| 滋賀県 | 平成30年６月14日から同月15日まで | 10,980円 | １人 | 平成31年４月16日 |
| 宮城県 | 平成30年８月１日から同月３日まで | 47,360円 | １人 | 平成31年４月12日 |
| 滋賀県 | 平成30年11月９日 | 4,020円 | １人 | 平成31年４月12日 |

 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 　一　旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 　是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。　今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和ー年―月―日、事務局：令和元年５月28日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　支援教育課 | 非常勤職員の出勤簿の整備及び年次休暇・特別休暇の手続に不備があった。　１　非常勤職員Ａ(1)　出勤簿整備の不備ア　毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年４月から平成31年３月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。　　　イ　平成31年３月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。(2)　特別休暇手続の不備　　ア　特別休暇を平成30年９月４日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。２　非常勤職員Ｂ　(1)　出勤簿整備の不備ア　毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年４月から平成31年３月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。　　イ　平成31年３月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。３　非常勤職員Ｃ(1)　出勤簿整備の不備ア　毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年４月から平成31年３月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。イ　年次休暇を平成31年８月15日（終日）、同月16日（終日）、同月17日（10：00～12：00）に取得しているが、出勤簿の当該日において、年休の記載がされていなかった。　　ウ　平成30年12月28日は年次休暇（終日）を取得しているにもかかわらず出勤簿の当該日には勤務実績（10：00～16：30）が記録されていた。　　　エ　平成31年１月４日に年次休暇（終日）を取得していたが、出勤簿の当該日に欠席と記載したまま、放置しており出勤簿上、年次休暇・特別休暇等の実態が不明となっていた。　　　オ　平成31年３月22日に年次休暇（終日）を取得していたが、出勤簿の当該日に年休の記載がされていなかった。　カ　平成30年10月から平成31年３月までの６か月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。(2)　年次休暇手続の不備　　ア　年次休暇を平成30年９月20日（15：30～16：30）及び同年10月26日（終日）取得していたが、年次休暇届が提出されていなかった。(3)　特別休暇手続の不備ア　特別休暇を平成30年９月４日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。４　非常勤職員Ｄ(1)　出勤簿整備の不備ア　毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年４月から平成31年３月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。　　　イ　平成31年３月22日に年次休暇（9：30～10：30）を取得していたが、出勤簿の当該日に年休の記載がされていなかった。　ウ　平成31年１月から同年３月までの３か月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。(2)　特別休暇手続の不備　　ア　特別休暇を平成30年９月４日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【一般職非常勤職員就業等規則】(出勤管理等)第11条　所属の長(以下「所属長」という。)は、一般職非常勤職員の勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管理及び指導に当たらなければならない。【出勤簿「記入上の留意事項（※１）」】○　毎月の確認欄は、原則として非常勤職員が配置されているグループのグループ長が押印してください　　総務事務システム（マニュアル・規定・データ集）において、出勤簿の様式、（※１）記入上の留意事項、年次休暇及び特別休暇の取得等における、出勤簿上の表記方法が示されている。　 | 検出事項について、直ちに是正するとともに改めて出勤簿・特別休暇手続・年次休暇手続について、確認を行った。また、各グループ長に対し、一般職非常勤職員就業等規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁文化財保護課 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが11件あった。　なお、平成30年度監査においても、本件と同様の事案が28件検出されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 |
| １名１名３名３名１名 | １件２件３件４件１件 | 平成30年１月平成30年３月平成30年５月平成30年６月平成30年12月 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。　今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 摂津高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 |
| １名 | １件 | 平成30年12月 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月21日）

病気休暇の承認手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 高石高等学校 | 　 病気休暇のうち４名６件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生日 | 取得時間 |
| Ａ | 平成31年１月11日 | 全日 |
| Ｂ | 平成30年６月29日から同年７月６日まで | 全日 |
| Ｃ | 平成30年４月６日から同月９日まで | 全日 |
| Ｄ | 平成30年８月９日 | 13:00～17:00 |
| 平成30年12月13日 | 12:00～17:00 |
| 平成31年３月20日 | 12:00～17:00 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（病気休暇）第14条　任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。２　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。【病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）】（平成25年３月29日付け教委職企第2282号　教職員室教職員企画課長通知）１　病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| ７日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、７日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。 | 病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。 |

○１枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。○提出された診断書について、その発行日から起算して１年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。２　指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について

|  |
| --- |
| 【「特例」の内容】指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年１回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性がある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。 |

○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。○少なくとも年１回、新たな診断書の提出は必要。※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。 |

 | Ａについては、病気休暇の取得要件を満たさないことが判明したため、病気休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。Ｂ及びＣについては、通院の事実が確認できる書類の提出を受けた。Ｄについては、職員から必要書類の提出が確認できなかったため、病気休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月30日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 日根野高等学校 | 病気休暇のうち１名４件について、終日病気休暇を取得していたが、当該予定より早く診察・治療が終了していたにもかかわらず、病気休暇の時間の変更手続を行っていないものがあった。また、病気休暇の取得要件に該当しないにもかかわらず、病気休暇を取得させているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生日 | 取消すべき時間 | 取消の理由 |
| 取得日 | 取得時間 |
| Ａ | 平成30年８月24日 | 7:55～16:25 | 12:30～16:25 | 診察・治療が12:30に終了 |
| 平成30年11月26日 | 7:55～16:25 | 14:00～16:25 | 診察・治療が14:00に終了 |
| 平成30年12月10日 | 7:55～16:25 | 7:55～16:25 | 診断書の受領のみ（診察・治療は行っていない） |
| 平成31年２月22日 | 7:55～16:25 | 12:30～16:25 | 診察・治療が12:30に終了 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（病気休暇）第14条　任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。２　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。【病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）】（平成25年３月29日付け教委職企第2282号　教職員室教職員企画課長通知）１　病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| ７日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、７日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。 | 病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。 |

○１枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。○提出された診断書について、その発行日から起算して１年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。２　指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について

|  |
| --- |
| 【「特例」の内容】指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年１回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性がある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。 |

○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。○少なくとも年１回、新たな診断書の提出は必要。※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。 |

 | 本件について、取り消すべき時間分の病気休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。今後は、法令に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月22日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。施設名：大阪府立漕艇センター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 3.31㎡ | モバイルＷｉＭＡＸサービスの為の基地局一式 | 30,020円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 21.42㎡ | ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式 | 193,960円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 土地 | 0.09㎡ | ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式 | 1,500円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 自動販売機１台 | 自動販売機の設置 | 360,720円 | H31.４.１～R２.３.31 |

※　本件、全て公有財産台帳では許可期間が、「H30.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。施設名：大阪府立体育会館

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 自動販売機６台 | 自動販売機の設置 | 3,299,940円 | （注１）H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 自動販売機２台 | 自動販売機の設置 | 2,299,960円 | （注２）H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 無線機、モデム等（32.97㎡） | 携帯電話基地局 | 739,690円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 34.01㎡ | 売店営業 | 1,307,880円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 16.06㎡ | 事務室 | 360,280円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 45.04㎡ | 事務室 | 1,010,440円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 44.06㎡ | ＥＳＣＯ事業用機器設置 | 494,200円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 64.97㎡ | 事務室 | 1,457,460円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 自動販売機１台 | 自動販売機の設置 | 68,680円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等（12.64㎡） | 携帯電話基地局 | 283,710円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 39.21㎡ | 事務室 | 879,550円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 無線機器アンテナ等（83.05㎡） | 携帯電話基地局 | 1,863,000円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | テレビ中継に伴う映像伝送機器一式（1.12㎡） | テレビ中継に伴う映像伝送 | 25,270円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 自動販売機５台 | 自動販売機の設置 | 3,548,880円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 貸ロッカー３台（1.56㎡） | 貸ロッカー | 35,100円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等（12.66㎡） | 携帯電話基地局 | 284,140円 | H31.４.１～R２.３.31 |

※（注１～２）は公有財産台帳に登録記録が全くなかった。（注１～２）以外は、公有財産台帳では許可期間が、「H30.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。　 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可又は貸付状況）第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 未登載の事案について公有財産台帳に登載を行った。また、「大阪府公有財産台帳等処理要領」及び「公有財産台帳等管理システム　操作マニュアル」を用いて、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、周知徹底を行った。今後は、使用許可を行ったものについては、許可事務処理と同時に公有財産台帳に登載することとし、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁文化財保護課 | １　行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。施設名：大阪府立近つ飛鳥風土記の丘

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 送電線線下敷2,982.02㎡ | 送電線 線下敷 | 43,700円 | （注１）H31.４.１～R２.３.31 |
| 土地 | 0.07㎡ | 標識 | 免除 | （注２）H29.４.１～R４.３.31 |

※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。※（注２）公有財産台帳では許可期間が、「H24.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。施設名：史跡伝王仁墓土地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | ガス管３本（34～89m/m）延べ47.4ｍ | 地下埋設管（ガス管３本） | 3,840円 | （注１）H30.４.１～R５.３.31 |
| 土地 | 0.0636㎡ | 案内板設置 | 免除 | （注１）H31.４.１～R２.３.31 |

※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。※（注２）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 第１種電柱１本 | 電柱の設置 | 1,700円 | （注１）H30.４.１～R５.３.31 |
| 土地 | 0.46㎡ | 歩道・擁壁 | 免除 | （注２）H29.４.１～R４.３.31 |

※（注１）公有財産台帳では許可期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。※（注２）公有財産台帳に登録記録が全くなかった。（使用許可又は貸付状況）第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。施設名：大阪府立弥生文化博物館

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 公衆電話（卓上型）１台 | 公衆電話設置 | 3,990円 | （注１）H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 自動販売機１台 | 自動販売機設置 | 18,680円 | （注２）H31.４.１～R２.３.31 |
| 土地 | 0.3225㎡ | 案内板設置 | 免除 | （注３）H31.４.１～R２.３.31 |
| 土地 | 0.18㎡ | バス停留所表示用看板１基 | 600円 | （注４）H31.４.１～R２.３.31 |
| 土地 | 第１種本柱１本支線１本 | 電柱の設置 | 3,400円 | （注５）H30.４.１～R５.３.31 |
| 土地 | 電話柱２本 | 電話柱の設置 | 3,000円 | （注６）H30.４.１～R５.３.31 |

※（注１～４）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。※（注５～６）公有財産台帳では許可期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。施設名：大阪府立近つ飛鳥博物館

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 公衆電話（卓上型）１台 | 公衆電話設置 | 3,990円 | （注１）H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 16.76㎡ | 飲食物類の販売 | 121,500円 | （注２）H31.４.１～R２.３.31 |

※（注１～２）公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。施設名：御勝山古墳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 5,252.89㎡ | 御勝山公園 | 免除 | H31.４.１～R２.３.31 |

※　公有財産台帳では許可期間が、「H28.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。施設名：史跡舎密局跡

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 75.29㎡ | 道路敷地 | 免除 | H31.４.１～R６.３.31 |

※　公有財産台帳では許可期間が、「H26.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。２　借用財産について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。施設名：鶴田池東遺跡瓦窯収蔵庫

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 堺市西区菱木３丁地内 | 106.8㎡ | 収蔵庫（鶴田池東遺跡瓦窯） | 免除 | H29.４.１～R４.３.31 |

※　公有財産台帳では借用期間が、「H24.４.１～H29.３.31」のまま放置されていた。施設名：岸和田収蔵庫

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 岸和田市磯上町１丁目46-2 | 1,626.45㎡ | 高架下物件設置 | 免除 | H30.４.１～R５.３.31 |

※　公有財産台帳に登録記録が全くなかった。施設名：大阪府北部地域埋蔵文化財遺物収

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 摂津市鳥飼中１丁目38 | 0.1ｍ未満　84ｍ | 水道管設置 | 免除 | （注１）H31.４.1～R６.３.31 |
| 土地 | 摂津市鳥飼中１丁目38（鳥飼仁和寺大橋高架下） | 1,053.25㎡ | 高架下物件設置 | 免除 | （注２）H30.４.1～R５.３.31 |

※（注1）公有財産台帳では借用期間が、「H26.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。※（注２）公有財産台帳では借用期間が、「H25.４.１～H30.３.31」のまま放置されていた。施設名：史跡伝王仁墓土地

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 枚方市藤阪東町２ | １本 | 路側標識設置 | 免除 | H29.４.１～R４.３.31 |

※　公有財産台帳では借用期間が、「H24.８.21～H29.３.31」のまま放置されていた。施設名：史跡舎蜜局跡

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年　間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 大阪市中央区大手前３-１先 | １基 | 顕彰碑・記念碑　史跡・舎密局跡標柱 | 免除 | H31.４.１～R６.３.31 |

※　公有財産台帳では借用期間が、「H26.４.１～H31.３.31」のまま放置されていた。３　府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。また、当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。　施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 使用目的 | 貸付目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 誤）4,571.13㎡正）4,572.13㎡使用権割合770㎡／3,400㎡ | 非営利 | 事務所 | （注１）2,682,100円 | H30.４.１～R５.３.31 |

※（注１）年間貸付料は平成30年度分（H30.４.１～H31.３.31）を記載している。　　令和元年度分は公有財産台帳（土地）の価額改定に伴い貸付料も改定されている。　（令和元年度年間貸付料2,679,400円）　 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 | 是正を求められた事項について、公有財産台帳への登録及び更新登録を行った。また、貸付契約書の貸付数量の誤りについては、正しい数量で契約変更を行った。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 港高等学校 | 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 使用目的 | 使用料 | 許可期間 |
| 工作物 | 　0.67㎡ | 災害時避難所表示板・津波避難施設表示板（正門扉） | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 |

 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産規則】（使用状況の確認）第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

 | 　本件について、公有財産台帳に登録をした。　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月27日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 山本高等学校 | 　下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 借用料（年額） | 借用期間 |
| 土地 | 八尾市山本町北２丁目１番 | 3,335㎡ | 学校運動用地 | 3,000,000円 | 平30.４.１～平31.３.31 |

 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得　第３節　借用　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。　　借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。 | 　是正を求められた事項について、公有財産台帳に借用登録を行った。　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

　　　　　　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月24日）

備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 高石高等学校 | 食堂業者に対して貸し付けている下記の物品について、貸付けの決定及び契約の締結に関する事務処理を行わずに貸付けを行っていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 品名 | 数量 |
| 盛付台　ほか | 23 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】（普通財産の貸付け等）第４条　普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。（物品の譲渡及び貸付け）第６条　２　第４条第１項の規定は、物品を貸し付ける場合にこれを準用する。【大阪府財務規則】（物品の貸付け及び交換）第85条　物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。（物品の貸付期間）第86条　物品の貸付期間は、１年以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 |

 | 当該物品について、食堂業者と貸付契約を締結した。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月30日）

公有財産管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 　行政財産の使用許可を行っているもののうち、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※１）を作成していないものがあった。また、当該調査を実施した場合に必要となる財産活用課長への報告書（※２）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。（※１）使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書施設名：大阪府立体育会館

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 16.06㎡ | 事務室 | 360,280円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 45.04㎡ | 事務室 | 1,010,440円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 64.97㎡ | 事務室 | 1,457,460円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 39.21㎡ | 事務室 | 879,550円 | H31.４.１～R２.３.31 |

施設名：大阪府立門真スポーツセンター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 11.62㎡ | 事務所 | 366,760円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 11.57㎡ | 事務所 | 365,140円 | H31.４.１～R２.３.31 |
| 建物 | 13.37㎡ | 事務所 | 421,950円 | H31.４.１～R２.３.31 |

 | 　公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財規則】（使用状況の確認）第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【平成30年３月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 | 実地調査を行ったのち、チェックリストを作成し、財産活用課長へ報告を行った。また、「公有財産事務の手引」及び「平成30年３月13日付け財活第1957号による通知」を用いて、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を行い、周知徹底を図った。今後は基準日に実地調査を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和―年―月―日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁文化財保護課 | 行政財産の使用許可及び府有財産の貸付契約を行っているもののうち、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※１）を作成していないものがあった。また、当該調査を実施した場合に必要となる財産活用課長への報告書（※２）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。（※１）使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書【行政財産の使用許可】施設名：御勝山古墳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 5,252.89㎡ | 御勝山公園 | 免除 | H31.４.１～R２.３.31 |

施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 0.46㎡ | 歩道・擁壁 | 免除 | H29.４.１～R４.３.31 |

施設名：史跡舎密局跡

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 75.29㎡ | 道路敷地 | 免除 | H31.４.１～R６.３.31 |

【府有財産の貸付契約】施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 使用目的 | 貸付目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 誤）4.571.13㎡正）4.572.13㎡内使用権割合770㎡／3,400㎡ | 非営利 | 事務所 | 2,682,100円 | H30.４.１～R５.３.31 |

なお、本件は当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。　また、年間貸付料は平成30年度分（H30.４.１～H31.３.31）を記載している。令和元年度の年間貸付料は2,679,400円に改定されている。 | 公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財規則】（使用状況の確認）第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【平成30年３月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 | 是正を求められた事項について、実地調査のうえでチェックリストを作成し、所定の様式で財産活用課長への報告を行った。また、貸付契約書の貸付数量の誤りについては、正しい数量で契約変更を行った。今後は、大阪府公有財規則及び公有財産事務の手引等に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 高石高等学校 | 府立高等学校管理運営事業において、平成30年度期末の建設仮勘定に838,192円計上されていた。本件の内容を調査したところ、高石高等学校で平成27年度及び平成29年度に実施したブロック塀修理工事費等について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず建設仮勘定に未精算として計上されたままとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約件名 | 契約額 | 未精算額 |
| 平成27年度 | ブロック塀修理工事 | 756,000円 | 95,697円 |
| 平成27年度 | ガス設備改修工事 | 927,936円 | 27,535円 |
| 平成29年度 | 非常放送設備更新業務 | 714,960円 | 714,960円 |
|  | 合計 | 2,398,896円 | 838,192円 |

 | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。(7)建設仮勘定　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。【大阪府建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の精算）第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。(3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、令和元年６月11日に未精算額をすべて過年度の費用勘定へ振り替える修正登録が完了した。また、上記処理の際に建設仮勘定の減額処理において管理事業について誤りがあり、差異が発生していたが、同年10月25日付けで必要な修正登録が完了した。今後は、建設仮勘定の処理方法等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月30日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 下記工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。工事完了日：平成31年３月26日（検査日：平成31年３月29日）

|  |  |
| --- | --- |
| 契約名称 | 金額 |
| 大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事 | 1,296,000円 |

 | 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 | 当該工事について、固定資産計上基準表、新公会計制度事務マニュアル等に基づき、公有財産台帳に登載することにより、是正を行った。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定に則って、適正な事務処理に努める。　また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で新公会計制度事務マニュアルを使用して周知徹底を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）